

インターネット通販利用者の皆様へ

インターネットを通じて、世界中から商品を探して購入することが容易になりましたが、国内での購入と違い、海外から商品を購入する場合、または購入した商品が海外から発送される場合、購入者の皆さまは、購入した商品の「輸入者」になります。 ※インターネット通販の場合、ご本人が海外の通販サイトで買ったつもりがなくても（日本語のサイトであっても）、商品が海外から届く場合があります、その場合は「輸入」になります。

商品が海外から日本に持ち込まれるときは、輸入の手続き（通関手続といいます。）が必要になります。

- ① 関税や消費税が課されず（免税になることもあります）。
- ② 関税法によって輸入が禁止されている物品があります。
 - ・覚醒剤などの不正薬物、銃砲、爆発物などの危険物
 - ・バッグや靴などの偽ブランド品
- ③ その他、法令によって、輸入に関する様々な規制の対象となっている物品があります。（例：医薬品）

輸入規制に違反する商品を輸入すると、関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命じられることがあります。

個人で輸入する場合の通関手続については、商品の輸送方法によって国際郵便物、国際宅配便、一般貨物に分けられ、それぞれ通関手続が異なります。手続きの詳細は[こちら](#)をご覧ください。

海外から商品を購入する際は、以下の点に留意してください。

- ・販売者の住所、名前、電話番号は明記されていますか？
- ・販売者は信頼できる相手ですか？（返品、返金に応じる記載がありますか？）
- ・商品に関する正確な情報を販売者は提供していますか？
- ・輸入が禁止または規制されている物品ではありませんか？

輸入の際に何らかの問題が発生した場合、輸入者であるあなたご自身が対応することとなりますので、十分にご注意ください。

- | |
|---|
| <p>■ <u>税関手続き一般に係るお問い合わせ先</u>
横浜税関業務部
税関相談官 045-212-6000</p> <p>■ <u>国際郵便物に係るお問い合わせ先</u>
横浜税関川崎外郵出張所
税関相談官 044-270-5780</p> |
|---|